

茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定、指定管理者の行った管理に係る評価、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止その他市長又は教育委員会が必要と認める事項につき市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に係りのある者のうちから市長が委

嘱する。

- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で委員会に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第8条 委員は、自己、配偶者若しくは3親等内の親族又は自己若しくはこれらの者の所属する法人その他の団体に直接の利害関係のある事件については、その議事に加わることができない。

(秘密保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。